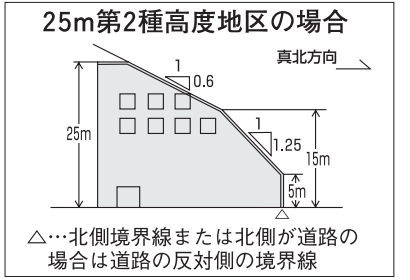


都市計画・まちづくりの新しいルールづくり

都市計画変更などの説明会



市内の土地利用の現況も合わせて検討を行い、市のルールづくりに対する方針をまとめました。

ルールづくりの概要

◆建築物の高さ
小平の良好な住環境を守るため、原則として25mの高さ制限を設ける方針です。

※低層住居専用地域ですと10mの高さ制限が行われている区域は除きます。また、地区計画などにより別

男女共同参画センター

愛称募集

平成16年1月、小平元氣村おがわ東内にオープンした「男女共同参画センター」の愛称を募集します。気軽に利用でき、親しみの持てるセンターとなるような愛称をぜひ考えてください。

応募方法 7月30日(金)まで(必着)に、はがきまたは電子メールで問合せ先へ

問合せ 青少年・男女平等推進課(〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9618、電子メール byodo@city.kodaira.lg.jp

全国消費実態調査にご協力ください

今年の9月から11月までの3か月間にわたり、平成16年全国消費実態調査を実施します。この調査は、多様化するわが国の社会・経済の中で国民の暮らし向きを、家計の面から総合的にとらえ明らかにするためにあります。全国の世帯の中から統計的な方法に基づいて抽出された世帯を対象に、家計簿をつけていただくことが主になります。

東京都知事に任命された調査員が準備調査のため、7月下旬から抽出された区域内すべてのお宅に伺いますので、ご協力をお願いします。 調査内容は統計の目的

子どもみこし

参加団体募集

市民まつりの午前中に行われる子どもみこしパレードの参加団体を募集しています。手作りみこしなどでの参加を希望する団体は、申し込んでください。

とき 10月17日(日) 午前10時～10時45分

対象 子ども会、PTA、各種クラブ、サークルなど

申込み 8月31日(火)の午後5時までに、市民まつり実行委員会事務局(市民生活課内)へ(電話可) ☎042(346)9532

住まいのリフォームなど

職人さんをあっせんします

市と市内の建設業者団体(小平市住宅リフォーム幹旋協会)が協定を結び、住宅の修繕などで発注先がわからずにお困りの市民に、各種「職人さん」などを紹介する事業を行っています。小さな工事や作業でも受け付けますので、気軽にご利用ください。

申込み 市民生活課 ☎042(346)9532

営業用はかり
(機械式)定期検査
東京都では、計量法に基づき営業用(取り引きまた

に高さ定める区域、高容積率に指定された第3種高度地区の区域、都市再開発の方針などにおいて高度利用を図るべきと定められており土地利用上必要な区域などについては、別途取り扱いを検討します。

◆敷地面積の最低限度
市としては、ゆとりのある良好な住環境を守り育てるためには、都市計画により敷地面積の最低限度を広域的に定め、土地の細分化を防ぐことが望ましいと考えています。しかし、「慎重に検討してほしい」という意見が多く寄せられており、仮に広域的に定めた場合は既存の住宅地にも影響が及ぶことから、十分な理解を得るため、今しばらく時間をかけて検討すべきと判断しました。

ただし、新たな宅地開発に関しては、周囲への影響もあり、土地の利用状況が大きく変わってしまうこと

になるため、市として早期に対応を行いたいと考えています。

そのため、宅地開発の許可基準として敷地面積の最低限度を定める方針です。※百平方メートルを基準に、事業区域の規模や用途地域により定めることを検討しています。

◆公園・緑地の確保
現在、市では3千平方メートル以上の開発の際には、6%分の公園・緑地を確保するよう事業者にお願ひしていますが、これを明確なルールとして定める方針です。

◆以上の3項目は都知事との協議事項になります。

◆大規模な開発計画の事前手続き
周囲の環境への影響が大きい、一定規模以上の開発については、早期の段階で地域への周知を図るなどの手続きを、ルール化する方針です。具体的に検討して

いるのは、計画の確定前に地域への十分な周知を行うこと、標識の設置・説明会の義務付け、一定規模以上(5千平方メートルを想定)の土地を売買する場合には取り引き前に市へ届け出てもらうことなどの規定です。

説明会を行います
都市計画の高度地区変更(高さ制限の規定)に関わる素案などについての説明会を開催します。

日程 7月27日(火) : 中央公民館
7月29日(木) : 東部市民センター集会所
7月30日(金) : 小川西町公民館
7月31日(土) : 中央公民館

※いずれも午後7時～8時30分。

問合せ 総合計画課 ☎042(346)9554

環境ポスターコンクール 作品募集

今日の環境問題は、ごみの投げ捨てなどの環境美化に関する問題から、地球温暖化などの地球環境問題まで、さまざまなものがあります。これらの環境問題を解決するためには、ひとりひとりが、身近なことからでも取り組み、力を合わせる必要があります。

市では、市民の皆さんに環境問題について知っていただき、環境問題に取り組んでいただくために、環境に関するポスターを募集します。奮って応募してください。

応募資格 市内在住・在学

募集期間 9月10日(金)までに、作品の裏に学校名、申込み 9月10日(金)まで

規 格 45cm×30cmから52cm×36cmまで、縦横・塗料自由

テーマ まちの美化、緑や水、生き物など自然保護を訴えるもの、地球環境問題などに関するもの

※応募者全員に参加賞を、入選者に賞状と記念品を差し上げます。

※応募作品は、金賞を除いてすべて返却します。

※9月下旬から10月上旬に、中央公民館で応募作品の展示会を開催します。

申込み 9月10日(金)までに、作品の裏に学校名、氏名、電話番号を記入してください。

※原稿用紙は、応募者本人が用意してください。

※応募全作品を掲載した作品集を作り、応募者、市内各小・中学校、公共施設などに配布します(作品集には、学校名、学年、氏名を掲載します)。

※応募者全員に記念品を差し上げます。

申込み 8月2日(月)から



平成15年度金賞 小平第一中学校 永澤 生久子さんの作品

10月から働ける方
(仮称)鈴木公民館 嘱託職員(事務) 募集

採用予定人数 2人

応募資格 昭和13年4月2日以降昭和34年4月1日までに生まれた方

主な勤務内容 (仮称)鈴木公民館の講座の運営補助、利用者の支援、施設・備品の管理など 週5日勤務(交代勤務)

※勤務時間など、詳細は募集要項をご覧ください。

募集要項 ①採用申込書(縦4枚×横3枚の写真をはったもの) ②受験票 ③返信用封筒(本人のあて先を記載、80円切手をはったもの)

募集要項 申込書の配布
職員課人事係(市役所3階、東部・西部出張所)

※小平市ホームページから募集要項・申込書類をダウンロードできます。

申込み 7月30日(金)までに、申込書類を職員課人事係へ持参

※平成13年度に嘱託職員と

学年、氏名(ふりがな)、性別を記入し、問合せ先へ**問合せ** 環境保全課 ☎042(346)9536

ボランティアに関する作文募集
対象 市内在住・在学の小・中学生

募集内容 △ボランティア、コミュニティ(地域)活動に関する内容の作文で、「今のわたしにできること」、「ボランティアをしてみて」、「喜んでもらえてよかった」など題名は自由▽題名、学校名、学年、氏名を含めて400字詰め原稿用紙3枚以内

※原稿用紙欄外に住所、氏名、電話番号を記入してください。

※原稿用紙は、応募者本人が用意してください。

※応募全作品を掲載した作品集を作り、応募者、市内各小・中学校、公共施設などに配布します(作品集には、学校名、学年、氏名を掲載します)。

※応募者全員に記念品を差し上げます。

申込み 8月2日(月)から

の猶予または免除を受けず、かつ満15歳に達する方で、年度の終わりに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた方 ③満16歳以上になる義務教育未修了の方 ④満15歳以上になる日本国籍を有しない方

試験日 11月1日(月)

願書受付 8月2日(月)～9月3日(金)に文部科学省初等中等教育企画課へ**問合せ** 東京都教育庁学務部義務教育課身障害教育課 ☎03(53320)6752

作品募集
「市内の残したいもの」、「ここが変わればまちが良くなる」をテーマに写真・絵・文章を募集します。

※応募方法など詳細は、公民館、地域センターに配布するチラシまたは青年会議所ホームページをご覧ください。

募集期間 8月16日(月)まで(必着)

作品展示 8月26日(木)～9月3日(金) 市役所1階ロビー

※8月28日(土)午前中は開庁。

主催 小平青年会議所

後援 小平市

問合せ 小野寺 ☎090(2494)0999、ホームページhttp://www.kodaira.ne.jp

平成16年度 就学義務猶予 免除者等の中学校卒業程度認定試験

対象 平成17年3月31日までに、①満15歳に達する方で、就学義務猶予免除者である方またはあった方

②保護者が就学させる義務